

1. 全体構成の見直し

現行版は、「問題となりうる事例」を中心に、具体的事例を解説する形で関係法令や留意点等について説明されているが、主要な論点が効率的に把握できるよう、取引価格の決定、著作権の帰属といった大きなテーマごとに再構成・整理。

2. 対象範囲・定義の明確化

現行版では、下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託や役務の再委託）の範囲や定義（線引き、外縁）について不明な部分があるため、それらを分かりやすく明確化。

3. 事前協議の重要性を強調

取引価格の決定、著作権・二次利用窓口業務の取扱い、取引内容の変更・やり直し、製作委員会方式（主にアニメ）における局印税の設定等に関し、現行版においても関係者による協議が必要である旨記述されているが、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっていることから、各事項において事前協議の重要性を強調し、推奨。

4. ベストプラクティスの充実

現行版においても望ましいと考えられる事例の紹介は一部なされているが、適正な取組を更に促進するため、書面交付、支払遅延防止等を担保する発注管理システムの導入や、社内での下請法セミナーの開催など、実態に即した望ましい事例を増加。

5. 概要版（簡易版）の作成

現行版は54ページ、改訂版も80ページを超えるため、現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、数枚程度の「概要版」（簡易版）を作成。